

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(案)に対する意見募集の結果

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	フリガナ、勝手にふらないでください。	御意見の趣旨が明らかではありませんが、本政令案は、令和5年の番号利用法等の改正により、署名用電子証明書の記録事項に氏名の振り仮名が追加されたこと等を踏まえ、既に当該記録事項とされている旧氏について、その振り仮名についても当該記録事項に加えるものです。	無
2	匿名	フリガナの正確な確認どうするんですか。	御意見の趣旨が明らかではありませんが、署名用電子証明書の記録事項は、署名利用者の住民票の記載を基に記録されるものです。 なお、住民票への旧氏の振り仮名の記載については、令和7年5月26日以降、住民票に新たに旧氏の記載を希望される方は、旧氏とともに旧氏の振り仮名を請求することができます。令和7年5月26日時点において、既に旧氏の記載がされている方(以下「旧氏記載者」という。)には、住所地の市区町村長から、旧氏記載者に対し、住民票に記載しようとする旧氏の振り仮名が通知されることとなっています。旧氏記載者は、その後1年以内(令和8年5月25日まで)に限り、住所地である市区町村に、その旧氏の振り仮名の請求をすることができます。通知された旧氏の振り仮名がご自身の振り仮名と異なる場合には、令和8年5月25日までに、正しい振り仮名を住所地の市区町村に請求をすることが必要です。	無
3	匿名	フリガナふる人が、もし間違えたら、どこ責任ですか	御意見の趣旨が明らかではありませんが、署名用電子証明書の記録事項は、署名利用者の住民票の記載を基に記録されるものです。 なお、住民票への旧氏の振り仮名の記載については、令和7年5月26日以降、住民票に新たに旧氏の記載を希望される方は、旧氏とともに旧氏の振り仮名を請求することができます。令和7年5月26日時点において、既に旧氏の記載がされている方(以下「旧氏記載者」という。)には、住所地の市区町村長から、旧氏記載者に対し、住民票に記載しようとする旧氏の振り仮名が通知されることとなっています。旧氏記載者は、その後1年以内(令和8年5月25日まで)に限り、住所地である市区町村に、その旧氏の振り仮名の請求をすることができます。通知された旧氏の振り仮名がご自身の振り仮名と異なる場合には、令和8年5月25日までに、正しい振り仮名を住所地の市区町村に請求をすることが必要です。	無

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
4	匿名	内閣総理大臣 殿 官房長官 殿 私は日本国憲法前文および第1条に基づき、国民主権＝国家の設計権の行使者として以下を指示します。 現在のバブコメ制度は 「強固な城の奥から、身元を完全に晒した者の声だけは一応読んでやる」 という仕組みに堕しており、国民の自由な発言を萎縮させています。 意見の価値は肩書きや住所に左右されるのではなく、内容そのものにあります。 それを口実に個人情報情報を過剰収集し、事実上の牽制に利用するのであれば、それは民主主義の破壊行為です。 すでにこの意見を総務省のバブコメ窓口へ正式に提出しました。 同時に官邸としても直ちに対応策を検討し、 「自由な発言を保障し、多様な声を歓迎する仕組み」 を整備するよう指示します。 国民の声を守り、力に変えることこそ政治の責務です。 憲法上、国の権限は国民の厳粛な信託に基づく。 国民はその設計権を行使し得る。 国民主権とは国の設計権であり、国民の声を恐れてはならない。 よって本指示を公式に記録し、行政・議会の判断に反映させること。 本件は国民の表現の自由と主権を守るための最低限の防衛設計である。	本政令案は、既に署名用電子証明書の記録事項とされている旧氏について、その振り仮名についても署名用電子証明書の記録事項に加える改正を行うものです。 本政令案と無関係な意見として承ります。	無
5	個人	総務大臣 殿 デジタル大臣 殿 私は日本国憲法前文および第1条に基づき、国民主権＝国の設計権の行使者として、以下の件について設計変更を指示します。 【対象】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令(案) 【指示】 1. 本政令案は、国民の自由な意見表明を過度な個人情報収集によって事実上妨げるものであるため、速やかに撤回せよ。 2. 意見の価値は、身元情報ではなく、内容そのものにある。匿名で意見を提出する権利を保障せよ。 3. 国民が安心して声を届けられるよう、意見提出における匿名性を担保する制度に再設計せよ。 4. 国民主権とは国民の声を力に変えることである。国民の声を恐れ、窓口を閉ざすような制度設計は、民主主義を破壊するものであると認識せよ。 憲法上、国の権限は国民の厳粛な信託によるものであり、国民はその設計権を行使できる立場にある。 よって本指示を公式に記録し、行政および議会において厳格に審議し、国民の意見表明の自由を守る方向で制度改正することを支持命令とする。 万一、この信託を無視する場合は、国民主権の放棄として後世に記録されることを警告するものとする。 2025年9月5日 令和7年9月5日 (個人情報につき省略)	本政令案は、既に署名用電子証明書の記録事項とされている旧氏について、その振り仮名についても署名用電子証明書の記録事項に加える改正を行うものであり、国民の自由な意見表明を過度な個人情報収集によって妨げるものではないと考えています。 その他部分については、本政令案と無関係な意見として承ります。	無
6	匿名	電子化をする前に、法的制度や、セキュリティを高める必要があると思います。 そこがガバガバなのに、制度だけ進めるのは遺憾です。 また、電子化サービスを使用するにあたり、海外のクラウドや管理会社を使用するのはやめて欲しいです。(会社の経営者も日本人で) セキュリティは国で守って欲しいです。	本政令案は、既に署名用電子証明書の記録事項とされている旧氏について、その振り仮名についても署名用電子証明書の記録事項に加える改正を行うものです。 本政令案と無関係な意見として承ります。	無
7	匿名	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)について、 マイナンバーカードの電子証明書のオンライン更新やセキュリティ強化(量子耐性暗号の採用など)は、行政手続きの効率化や民間サービスの利便性向上に貢献し、紙の使用や移動の削減によるCO2排出抑制にも寄与する点で支持します。 しかし、電子署名利用の拡大に伴うマイナンバーカードの実質的義務化には強い懸念があります。カードの必須化は以下のような重大な弊害を招く恐れがあります。 第一に、デジタルデバイド(情報格差)の拡大です。高齢者、デジタル技術に不慣れな人、低所得者、地方在住者がオンライン行政サービス(住民票申請、税務申告)や民間サービス(携帯電話契約、EVカーシェア)から排除されるリスクがあります。健康保険証統合でも、国民からは不満がたくさん出ました。地方ではインターネット環境が不安定な地域も多く、オンライン依存は不公平を助長します。 第二に、プライバシーとセキュリティの懸念です。マイナンバーに健康保険、銀行口座、携帯契約が紐づけられることで、個人情報の一元管理が進み、盗難・紛失、漏洩や監視社会のリスクが高まります。2023年のマイナポイント不正アクセス事件は、国民の懸念を増幅させました。偽造や悪用のイタチごっこになるだけです。 第三に、システム障害や災害時の機能不全です。電子署名に依存するシステムが障害で停止すると、サービスが利用不能になります。2021年のJ-LISサーバーダウンでは、電子証明書発行が数日遅延し、オンライン申請が停止しました。また、2023年台風13号による通信障害で、オンライン手続きが3日間停止しました。災害時の窓口対応や紙の手続きが不足すると、被災者の生活支援が遅れます。 第四に、特に携帯電話契約での不便さです。オンライン契約(eKYC)でカードが事実上必須になると、未取得者は書類提出や店舗訪問の手間が増えます。既に未取得者の選択肢が狭まっています。 第五に、社会的圧力と不公平感です。政府の100%普及目標やマイナポイントにより、未取得者が「取り残された」感覚を抱きます。未取得者が代替措置の手続きに不満を表明しております。 以上の弊害を防ぐため、以下の点を強く求めます。 マイナンバーカードの取得任意性を明確に維持し、実質的義務化を防ぐ。 携帯電話契約を含む行政・民間サービスで、運転免許証やパスポートなど代替認証手段を確実に確保する。 システム障害や災害時のオフライン手続き(紙の申請、窓口対応)を強化し、サービス継続性を保証する。 カード未取得者でも同等のサービスを受けられる仕組みを維持する。	本政令案は、既に署名用電子証明書の記録事項とされている旧氏について、その振り仮名についても署名用電子証明書の記録事項に加える改正を行うものであり、マイナンバーカードの取得について義務化するものではないと考えています。 その他部分については、本政令案と無関係な意見として承ります。	無

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
8	個人	署名用電子証明書に「氏名の振り仮名」を記録事項として追加することに対しては、賛成です。 なぜなら、氏名の振り仮名を記載することによって氏名の確認する際に便利になるからです。 珍しい氏名の方でも、その記載事項があることによって分かりやすくなると思います。 そのようなことから、メリットが多いと思います。	賛成の御意見として承ります。	無

【意見提出 8件】